

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例(平成15年周南市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表の(1) 建築物等の確認申請及び計画通知の備考3中「226,000円」を「227,000円」に、「381,000円」を「383,000円」に改め、同備考4中「249,000円」を「250,000円」に、「286,000円」を「287,000円」に、「378,000円」を「380,000円」に、「693,000円」を「697,000円」に改め、同表の(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請及び(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請を次のように改める。

(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)	1件につき 48,000円
	イ 一戸建ての建築物以外の建築物	床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 48,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 114,000円 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 183,000円 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 1件につき 360,000円 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1件につき 645,000円 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 1,108,000円

		円 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下のもの 1 件につき 2,051,000 円 床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以下のもの 1 件につき 2,933,000 円 床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの 1 件につき 3,595,000 円
備考		
<p>1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関による評価の結果を記載した書類(以下この項において「評価結果書」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していることが確認できる場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては 42,000 円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100 平方メートル以下のもの 42,000 円</p> <p>(2) 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの 102,000 円</p> <p>(3) 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの 161,000 円</p> <p>(4) 1,000 平方メートルを超え 2,500 平方メートル以下のもの 329,000 円</p> <p>(5) 2,500 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの 588,000 円</p> <p>(6) 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの 1,009,000 円</p> <p>(7) 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下のもの 1,888,000 円</p> <p>(8) 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以下のもの 2,732,000 円</p> <p>(9) 30,000 平方メートルを超えるもの 3,381,000 円</p> <p>2 法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1) 建築物等の確認申請及び計画通知の手数料に相当する額を、上記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>3 同一の建築物について同時に 2 以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、上記の手数料の金額を申請に係る戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。)とする。</p>		
(10) 長	ア 住宅の構造又	1 件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申

期優良住宅建築等計画変更認定申請	は設備に変更が生ずるもの	請備考2及び3の規定を適用しないものとして計算した場合における同項の手数料の半額
	イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 7,000円 変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 12,000円 変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 19,000円 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 32,000円 変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 50,000円 変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 77,000円 変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 131,000円 変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 165,000円 変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 188,000円
備考		
<p>1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、評価結果書により、法第6条第1項第2号及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していることが確認できるときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 1戸のもの 4,000円          (2) 2戸以上5戸以下のもの 6,000円          (3) 6戸以上10戸以下のもの 8,000円          (4) 11戸以上25戸以下のもの 16,000円          (5) 26戸以上50戸以下のもの 21,000円          (6) 51戸以上100戸以下のもの 27,000円          (7) 101戸以上200戸以下のもの 49,000円          (8) 201戸以上300戸以下のもの 64,000円          (9) 301戸以上のもの 81,000円</p> <p>2 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1) 建築物等の確認申請及び計画通知の手数料に相当する額を、上記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>3 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、上記の手数料の金額を申請に係る戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p>		

別表その5 消防関係の表の(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の部ア 製造所の款中「91,000円」を「92,000円」に改め、同部イ 貯蔵所の款(エ)特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)第20条の4第2項第3号に規定する特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同款(オ)浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の項中「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同部ウ 取扱所の款(カ)一般取扱所の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表(7) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査の部エ 溶接部検査の款中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表(9) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の部ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の款中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に確定する手数料について適用し、施行日前に確定する手数料については、なお従前の例による。

現行		改正案	
別表(第2条関係) その3 建築関係		別表(第2条関係) その3 建築関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(1) 建築物の確認申請及び計画通知	(略)	(1) 建築物の確認申請及び計画通知	(略)
備考	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算1件ごとに、その構造計算に係る建築物又は建築物の部分の床面積の合計についての次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をアの手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき <u>226,000円</u></p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるととき <u>381,000円</u></p> <p>4 建築基準法第20条第2号イに規定する方法により構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算1件ごとに、その構造計算に係る</p>	備考	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算1件ごとに、その構造計算に係る建築物又は建築物の部分の床面積の合計についての次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をアの手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき <u>227,000円</u></p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるととき <u>383,000円</u></p> <p>4 建築基準法第20条第2号イに規定する方法により構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算1件ごとに、その構造計算に係る</p>

<p>建築物又は建築物の部分の床面積の合計についての次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をアの手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき <u>249,000円</u></p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき <u>286,000円</u></p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき <u>378,000円</u></p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるとき <u>693,000円</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>			
(2)～(8)(略)	(略)	(略)	
(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下の項において同じ。)	1件につき <u>47,000円</u>	
	イ 一戸建ての建築物以外の建築物	床面積の合計が100平方メートル以下のもの1件につき <u>47,000円</u>	
		床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの1件につき <u>111,000円</u>	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの1件につき <u>178,000円</u>	

<p>建築物又は建築物の部分の床面積の合計についての次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をアの手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき <u>250,000円</u></p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき <u>287,000円</u></p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき <u>380,000円</u></p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるとき <u>697,000円</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>			
(2)～(8)(略)	(略)	(略)	
(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下の項において同じ。)	1件につき <u>48,000円</u>	
	イ 一戸建ての建築物以外の建築物	床面積の合計が100平方メートル以下のもの1件につき <u>48,000円</u>	
		床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの1件につき <u>114,000円</u>	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの1件につき <u>183,000円</u>	

	<p>床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,500 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>351,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 2,500 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>629,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>1,080,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>1,999,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>2,857,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 30,000 平方メートルを超え 3,501,000 円 1 件につき <u>3,501,000 円</u></p>	<p>備考</p> <p>1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関による評価の結果を記載した書類(以下この項において「評価結果書」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していることが確認</p>
--	---	---

	<p>床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,500 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>360,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 2,500 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>645,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>1,108,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>2,051,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以下のもの 1 件につき <u>2,933,000 円</u></p> <p>床面積の合計が 30,000 平方メートルを超え 3,595,000 円 1 件につき <u>3,595,000 円</u></p>	<p>備考</p> <p>1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関による評価の結果を記載した書類(以下この項において「評価結果書」という。)により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していることが確認</p>
--	---	---



	<p>できる場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては<u>41,000円</u>を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの <u>41,000円</u>  (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>99,000円</u>  (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの <u>157,000円</u>  (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの <u>320,000円</u>  (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの <u>572,000円</u>  (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの <u>981,000円</u>  (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの <u>1,836,000円</u>  (8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの <u>2,657,000円</u>  (9) 30,000平方メートルを超えるもの <u>3,288,000円</u></p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	(略)	(略)
		<p>(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請</p>	<p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの</p> <p>変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき <u>31,000円</u></p> <p>変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件</p>

	<p>できる場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては<u>42,000円</u>を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの <u>42,000円</u>  (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>102,000円</u>  (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの <u>161,000円</u>  (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの <u>329,000円</u>  (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの <u>588,000円</u>  (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの <u>1,009,000円</u>  (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの <u>1,888,000円</u>  (8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの <u>2,732,000円</u>  (9) 30,000平方メートルを超えるもの <u>3,381,000円</u></p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	(略)	(略)
		<p>(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請</p>	<p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの</p> <p>変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき <u>32,000円</u></p> <p>変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件</p>

<p>につき 50,000 円          変更に係る戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの 1 件につき <u>77,000 円</u>          変更に係る戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの 1 件につき <u>131,000 円</u>          変更に係る戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの 1 件につき <u>165,000 円</u>          変更に係る戸数が 301 戸以上のも 1 件につき <u>188,000 円</u></p>		<p>につき 50,000 円          変更に係る戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの 1 件につき <u>76,000 円</u>          変更に係る戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの 1 件につき <u>129,000 円</u>          変更に係る戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの 1 件につき <u>163,000 円</u>          変更に係る戸数が 301 戸以上のも 1 件につき <u>186,000 円</u></p>	<p>備考</p> <p>1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であつて、評価結果書により、法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる基準に適合していることが確認できるときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 101 戸以上 200 戸以下のもの <u>48,000 円</u></p> <p>(8) 201 戸以上 300 戸以下のもの <u>63,000 円</u></p> <p>(9) 301 戸以上のもの <u>79,000 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>その 4 (略)</p> <p>その 5 消防関係</p>
<p>につき 50,000 円          変更に係る戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの 1 件につき <u>77,000 円</u>          変更に係る戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの 1 件につき <u>131,000 円</u>          変更に係る戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの 1 件につき <u>165,000 円</u>          変更に係る戸数が 301 戸以上のも 1 件につき <u>188,000 円</u></p>		<p>につき 50,000 円          変更に係る戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの 1 件につき <u>76,000 円</u>          変更に係る戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの 1 件につき <u>129,000 円</u>          変更に係る戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの 1 件につき <u>163,000 円</u>          変更に係る戸数が 301 戸以上のも 1 件につき <u>186,000 円</u></p>	<p>備考</p> <p>1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であつて、評価結果書により、法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる基準に適合していることが確認できるときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 101 戸以上 200 戸以下のもの <u>49,000 円</u></p> <p>(8) 201 戸以上 300 戸以下のもの <u>64,000 円</u></p> <p>(9) 301 戸以上のもの <u>81,000 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>その 4 (略)</p> <p>その 5 消防関係</p>

手数料を徴収する事項		手数料の金額
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	ア 製造所 イ 貯蔵所	(略) 指定数量の倍数が200を超えるもの1件につき <u>92,000円</u>  (略) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの1件につき <u>83,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,010,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,010,000円</u>
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	ア 製造所 イ 貯蔵所	(略) 指定数量の倍数が200を超えるもの1件につき <u>91,000円</u>  (略) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの1件につき <u>82,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの1件につき <u>990,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,010,000円</u>

		もの 1 件につ き <u>1,100,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 5 0,000 キロリ ットル以上 10 0,000 キロリ ットル未満の もの 1 件につ き <u>1,400,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 10 0,000 キロリ ットル以上 20 0,000 キロリ ットル未満の もの 1 件につ き <u>1,640,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 20 0,000 キロリ ットル以上 30 0,000 キロリ ットル未満の もの 1 件につ き <u>3,850,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 30

		もの 1 件につ き <u>1,120,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 5 0,000 キロリ ットル以上 10 0,000 キロリ ットル未満の もの 1 件につ き <u>1,420,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 10 0,000 キロリ ットル以上 20 0,000 キロリ ットル未満の もの 1 件につ き <u>1,660,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 20 0,000 キロリ ットル以上 30 0,000 キロリ ットル未満の もの 1 件につ き <u>3,880,00</u> 0 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 30

<p>0,000キロリ ットル以上40 0,000キロリ ットル未満の もの1件につ き <u>5,090,000</u> 0円</p>	<p>(オ)浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が1, 000キロリッ トル以上5,00 0キロリットル 未満のもの1 件につき <u>1,120,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が5, 000キロリッ トル以上10,0 00キロリット ル未満のもの 1件につき <u>1,330,000円</u></p>
<p>0,000キロリ ットル以上40 0,000キロリ ットル未満の もの1件につ き <u>5,100,000</u> 0円</p>	<p>(オ)浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が1, 000キロリッ トル以上5,00 0キロリットル 未満のもの1 件につき <u>1,130,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が5, 000キロリッ トル以上10,0 00キロリット ル未満のもの 1件につき <u>1,340,000円</u></p>



<p>第11条の2 第1項の規定 に基づく危険 物の製造所、取 貯蔵所又は取 扱所の設置の完 成検査前検査</p>	<p>エ 溶接部検査</p>	<p>(略) 危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キロリ ットル以上5 0,000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1件 につき <u>950,</u> <u>000 円</u></p> <p>(略) 危険物の貯蔵 最大数量が10 0,000キロリ ットル以上20 0,000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1件 につき <u>1,65</u> <u>0,000 円</u></p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が20 0,000キロリ ットル以上30 0,000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1件 につき <u>3,18</u> <u>0,000 円</u></p>	<p>第11条の2 第1項の規定 に基づく危険 物の製造所、取 貯蔵所又は取 扱所の設置の完 成検査前検査</p>	<p>エ 溶接部検査</p>	<p>(略) 危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キロリ ットル以上5 0,000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1件 につき <u>990,</u> <u>000 円</u></p> <p>(略) 危険物の貯蔵 最大数量が10 0,000キロリ ットル以上20 0,000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1件 につき <u>1,72</u> <u>0,000 円</u></p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が20 0,000キロリ ットル以上30 0,000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1件 につき <u>3,32</u> <u>0,000 円</u></p>
---	----------------	--	---	----------------	--

		<p>危険物の貯蔵 最大数量が 30 0,000 キロリ ットル以上 40 0,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1 件 につき <u>3,89</u> 0,000 円</p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が 40 0,000 キロリ ットル以上の 特定屋外タン ク貯蔵所 1 件 につき <u>4,45</u> 0,000 円</p> <p>(略)</p>			<p>危険物の貯蔵 最大数量が 30 0,000 キロリ ットル以上 40 0,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 1 件 につき <u>4,06</u> 0,000 円</p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が 40 0,000 キロリ ットル以上の 特定屋外タン ク貯蔵所 1 件 につき <u>4,65</u> 0,000 円</p> <p>(略)</p>
	<p>(8) (略)</p> <p>(9) 消防法 第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に 基づく特定屋 外タンク貯蔵 所又は移送取 扱所の保安に 関する検査</p>	<p>オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤 タンクに係る屋外タンク貯蔵所を 除く。)</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) 消防法 第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に 基づく特定屋 外タンク貯蔵 所又は移送取 扱所の保安に 関する検査</p>	<p>オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤 タンクに係る屋外タンク貯蔵所を 除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>危険物の貯蔵 最大数量が 5, 000 キロリッ トル以上 10,0 00 キロリット ル未満のもの 1 件につき <u>430,000 円</u> (略)</p> <p>危険物の貯蔵</p>



最大数量が 5  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 10  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の  
 もの 1 件につ  
 き 920,000  
 円  
 危険物の貯蔵  
 最大数量が 10  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 20  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の  
 もの 1 件につ  
 き 1,160,00  
 0 円  
 危険物の貯蔵  
 最大数量が 20  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 30  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の  
 もの 1 件につ  
 き 2,830,00  
 0 円  
 危険物の貯蔵  
 最大数量が 30  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 40  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の

最大数量が 5  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 10  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の  
 もの 1 件につ  
 き 960,000  
 円  
 危険物の貯蔵  
 最大数量が 10  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 20  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の  
 もの 1 件につ  
 き 1,210,00  
 0 円  
 危険物の貯蔵  
 最大数量が 20  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 30  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の  
 もの 1 件につ  
 き 2,950,00  
 0 円  
 危険物の貯蔵  
 最大数量が 30  
 0,000 キロリ  
 ットル以上 40  
 0,000 キロリ  
 ットル未満の

		もの 1 件につ き <u>3,470,000</u> 円 危険物の貯蔵 最大数量が 40 0,000 キロリ ットル以上の もの 1 件につ き <u>4,000,000</u> 円
	イ・ウ (略)	(略)
(10)・(11) (略)	(略)	(略)
その 6 (略)		

		もの 1 件につ き <u>3,620,000</u> 円 危険物の貯蔵 最大数量が 40 0,000 キロリ ットル以上の もの 1 件につ き <u>4,170,000</u> 円
	イ・ウ (略)	(略)
(10)・(11) (略)	(略)	(略)
その 6 (略)		